

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長
各市町村教育委員会教育長(札幌市を除く)
(各市町村立学校長) 様
(各市町村立幼稚園長)
(各市町村立幼稚園型認定こども園長)

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課長 森 田 靖 史
北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 国 安 隆

心肺蘇生等に関する校内研修の確実な実施などによる学校における安全対策
の一層の充実について(通知)

本年8月、道内小学校において、水泳授業中に溺水し意識不明となった児童が、AED
の使用などによる応急措置後に搬送された病院で意識を回復するという事案がありました。

各学校等においては、令和6年(2024年)6月6日付け教生学第283号通知等を踏まえ、
AEDを用いた実習を含む応急手当に係る研修や、組織として機動的に対応できる体制の
整備などに取り組んでいただいているところですが、本事案により改めてこれらの取組の
重要性が明らかになったところです。

つきましては、全教職員が一次救命処置の手順と技能を確実に習得することができるよ
う、引き続き、次の取組を推進するようお願いいたします。

記

- 1 事故発生時に備えた学校体制の確立
 - ・消防本部等と連携の上、定期的な心肺蘇生(AEDの使用を含む)や応急手当につい
ての実技などの実践的な研修の実施
 - ・AEDの設置場所の確認と児童生徒との共有
 - ・校外でAEDを使用することを想定した設置箇所等の把握と対策
 - ・危機管理マニュアルの点検による救急体制の整備
 - ・児童生徒等を対象とした心肺蘇生(AEDの使用を含む)や応急手当に関する実習
- 2 AEDの定期的な点検及び適切な管理
 - ・AED本体のインジケータのランプの色や表示など、AEDが正常に使用可能な状態
を示していることの日常的な確認と記録
 - ・表示ラベルの記載に基づく電極パッドやバッテリーの交換時期の把握と適切な交換

【関係通知】

- ・「[心肺蘇生等の応急手当に係る取組の実施について](#)」
(令和6年6月6日付け教生学第283号通知)
- ・「[自動体外式除細動器\(AED\)の適切な管理等について](#)」
(令和5年12月4日付け教生学第1080号通知)
- ・「[水泳の授業中における事故の防止等について](#)」
(令和6年8月30日付け教健体第556号通知)



(学 校 安 全 係)
(健康・体育指導係)